

(様式2)

地方自治法（昭和22年4月17日法律第67号）第234条第2項、地方自治法施行令（昭和22年5月3日政令第16号）第167条の2第1項第5号及び横浜市契約事務委任規則第4条第4項第2号により次のとおり随意契約を締結したので、その概要を公表します。

令和7年8月1日

横浜市契約事務受任者  
横浜市教育次長 石川 隆一

1 契約の概要

分電盤低圧幹線修繕

2 履行場所

横浜市金沢区釜利谷東1-1-1  
横浜市立金沢中学校

3 契約日

令和7年7月23日

4 履行日又は履行期間

令和7年7月31日まで

5 契約金額

66,000円（税込）

6 契約の相手方（名称及び所在）

神奈川県横浜市港南区笹下5-10-8  
株式会社協栄電設

7 当該随意契約を行わざるを得なかった理由

令和7年7月16日、3年1組、3年3組、放送室が同時に停電した。該当のブレーカーのある分電盤の確認を行ったが、原因の特定に至らなかった。その際、新Y.YNET、校内放送およびチャイム、1棟1階の廊下及び職員玄関の停電も確認できた。該当教室の照明・コンセントが使用できない上、全学年でChromebookの使用もできず、早急に対応しなければ生徒の活動及び学校運営に支障が生じるため、緊急契約での作業を実施した。

8 契約の相手方の選定理由

有資格者名簿の中から対応可能な業者を選定した。

9 所管

横浜市立金沢中学校